

北海道紋別高等養護学校 部活動運営規程（部活動方針）

北海道紋別高等養護学校
生徒指導部

第1章 部活動の趣旨

部活動は、学校教育の一環として、同じ目的や趣味を持つ生徒が学年やホームルームを越えて集まり、自主的・主体的な活動を中心に目標達成のために互いに競い、励まし、協力することで資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。

- 1 個性の伸長
- 2 自主的・主体的・自発的な態度の育成
- 3 責任感や連帯感の涵養活動
- 4 ホームルーム・学年を越え、仲間や指導者と触れ合うことによる好ましい人間関係の形成
- 5 体力の向上と健康の増進
- 6 運動及び文化等における生涯学習の基礎の育成

第2章 基本的な考え方／入退部に関すること

- 1 希望入部制とし、希望生徒と保護者が規定様式にて申し出、承認されたものが入部することができる。
- 2 新2、3年生については年度末に部活動承諾書（入部届）に記入し、提出する。新入生及び転入生については、体験期間を設けた後に部活動承諾書（入部届）を提出し、決定することができる。なお、部活動承諾書は未加入者も含めて全生徒が提出するものとする。
- 3 部の在籍期間は1年間とする。
- 4 月曜日から木曜日を活動日とするが、大会等により必要が生じた場合は、校長及び関係部署と協議し、顧問の指揮下で活動を行う。
- 5 活動時間については、15:35～16:35とする。
- 6 年度途中における転・退部は、生徒・保護者・ホームルーム担任・顧問と話し合い、定められた様式により申し出、承認されたものが転・退部することができる。

第3章 組織

- 1 部活動運営に当たり、次の組織を置く。
部活動顧問会議：全顧問（教諭・実習助手・寄宿舍指導員）をもって構成する。
- 2 部活動顧問会議は、部の活動に関する具体的な問題や規程の改定、活動日や生徒会費の運用などについて提案・審議・決定する。

第4章 部の設置に関すること

- 1 部の設置については、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 校長より命課を受けた顧問（教諭・実習助手・寄宿舍指導員）が配置されていること。
 - (2) 練習等、日常的に校内での活動が可能なものであること。
 - (3) 生徒及び顧問が1名以上配置できること。但し、活動の保障ができない場合には、その年度は休止とする。
 - (4) 部の廃部については、部活動顧問会議で審議し、職員会議で提案する。

- (5) 新たに設置する部活動は、同好会扱いとし、部の存続に必要な部員と顧問が保障されていること、日々の練習や活動、大会等の実績が認められた場合に、次年度より部活動として設ける。

【運動部】

- ①バスケットボール部 ②フットサル部 ③新体操部 ④陸上部 ⑤ソフトボール部
⑥卓球部 ⑦バドミントン部

【文化部】

- ⑧文化読書部 ⑨パソコン部 ⑩美術部

第5章 活動に関すること

- 1 部の活動は、学校教育の妨げにならないよう配慮する。また、生徒の体調変化や気象条件に十分配慮の上で活動を行い、「教育活動における熱中症予防の指針」に基づいた対応を取る。
- 2 定期考査や学校行事前は、一定期間活動を停止し、生徒の学習に支障のないようにする。ただし、大会などにより活動の必要がある場合は、校長及び関係部署と協議し、顧問の指揮下で活動を行う。
- 3 顧問が不在の場合には、原則活動しないものとする。
- 4 部活動中にけがや病気などが発生した場合は、適切な処置を講じ、速やかに保護者と管理職、ホームルーム担任に連絡する。
- 5 大会出場に関わって、経験拡充や機会確保の観点から次のとおり活動を行うこととする。
 - (1) 人数が満たない場合は、校長及び関係部署と協議し、当該部活動の所属生徒に有志を加えて大会参加可能とする。
 - (2) 大会参加に伴う活動日は、生徒・顧問・ホームルーム担任・保護者で共通理解を図る。
- 6 大会参加に伴う遠征について、次のとおりとする。
 - (1) 大会参加・遠征を認められる範囲は、高体連・高文連・教育委員会・管内の連盟・協会等が主催または共催する大会及び行事とし、校長が参加を認めたものとする。
 - (2) 大会参加に当たって、顧問は次の書類を期日までにまとめることとする。
 - ア 大会参加計画（大会1ヶ月前の職員会議で提案）
 - イ 対外試合参加承諾書（大会2週間前までに集約し、生徒指導部に提出）
 - ウ 出張伺・復命書
 - エ 支出決定書（後援会費の助成がある場合、大会1週間前までに提出）
 - (3) 大会参加に伴う費用の補助は次のとおりとする。
 - ア 「大会参加費」及び「加盟登録費」の補助は行わず、参加生徒で按分し、自己負担とする。
 - イ 「宿泊費」及び「交通費」は1部活動につき年2回を上限として補助を行うが、予算編成上変更する場合がある。
 - ウ 宿泊費補助は1泊3,000円とし、1大会につき3泊を上限とする。
 - エ 交通費補助は、公共交通機関利用の場合は実費とし、1大会5,000円を上限とする。貸し切りバスを利用の場合、後援会費から補助を行うが、年間総計25万円程度とする。4月の部活動顧問会議内で大会参加予定を集約し、事務と調整後に各部活動の助成上限を決定する。
 - オ 「宿泊費」及び「交通費」の補助で不足する場合は、それぞれ自己負担とする。
 - (4) 大会参加・遠征が許可された後において、次に掲げる事項が生じたときには、生徒指導部で検討した上で校長が判断し、大会参加・遠征を制限または中止する場合がある。
 - ア 校則違反または特別な指導を必要とする問題行動が発生した場合。
 - イ 感染症蔓延等により、大会参加・遠征の実施または継続が不適当な場合。

第6章 相談・要望の窓口

- 1 校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談・要望は、郵便、電話、FAX、または電子メールのいずれかにより次の連絡先当てに提出することとする。

(1) 連絡先

住所 〒099-5172 北海道紋別市渚滑町元新1丁目152-1

電話 0158-24-1120 FAX 0158-24-1121

電子メール monbetsukoutouyougo-z0@hokkaido-c.ed.jp (@は半角)

(2) 担当：教頭

第7章 その他

- 1 部は学校代表として、校長の認めた対外行事、試合、コンクール等に参加することができる。
- 2 本規程の改正は、部活動顧問会議で検討の上、校長の承認をもって行う。
- 3 本規程は、本校の部活動方針としてホームページ等を活用して公開する。
- 4 本規程は、「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「道立学校に係る部活動の方針」に則り策定されている。

平成31年4月1日より施行

令和3年3月19日一部改訂

令和3年11月12日一部改訂

令和5年4月6日一部改訂

令和5年6月23日一部改訂

令和6年2月22日一部改訂